

2025年1月31日

各 位

会 社 名 マーチャント・バンカーズ株式会社
代表取締役社長兼 CEO 高 崎 正 年
(コード 3121 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取締役 CFO 加 藤 東 司
(TEL 03-6434-5540)

支配株主等に関する事項について

当社のその他の関係会社であるアートポートインベスト株式会社について、支配株主等に関する事項は、下記の通りとなりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く）又はその他の関係会社の商号等

(2024年10月31日)

名 称	属 性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有	合算対象分	計	
アートポートインベスト株式会社	その他の関係会社	33.36	—	33.36	—

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

アートポートインベスト株式会社は、当社議決権の 33.36%を保有している当社の筆頭株主であり、不動産、株式等への投資等を行っております。

アートポートインベスト株式会社との人的関係につきましては、同社取締役 1 名が当社の取締役を兼務しておりますが、これは同社との関係を強固にし、株主的視点による当社経営への支援及び監督等を目的として就任したものであり、また、当社の取締役の半数に至る状況ではないことから、当社独自の経営判断に支障をきたすことはありません。

当社は、同社と緊密な協力関係を保ちながら事業を展開する方針であります。当社の事業活動における制限はなく、また役員は兼務状況は独自の経営判断を妨げるものではないことから、一定の独立性が確保されている状況にあるものと認識しております。

(役員は兼務状況)

(2025年1月31日現在)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
取締役	西村 豊一	アートポートインベスト株式会社 代表取締役	同社で培われた豊富な経験や専門的な知見を当社の経営に活かして頂くため

3. 支配株主等との取引に関する事項

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2023年10月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	アートポートインベスト株式会社	東京都港区	10,000	不動産業	(被所有)直接33.1	役員の兼任アドバイザー報酬の支払	不動産売却に伴うアドバイザー報酬支払(注)1	27,500	-	-
							業務委託費(注)2	36,460	-	-
							投資有価証券売却に伴う手数料(注)3	45,600	-	-

当連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	アートポートインベスト株式会社	東京都港区	10,000	不動産業	(被所有)直接33.4	役員の兼任アドバイザー報酬の支払	不動産売却に伴うアドバイザー報酬支払(注)1	16,000	-	-
							業務委託費(注)2	42,400	-	-
							子会社株式の譲渡(注)4	10,000	-	-
							資金の回収(注)5	140,000	-	-

- (注) 1 販売用不動産の売却に伴うアドバイザー報酬額の決定については、当社が保有しておりました不動産の売却価格ならびに他社との取引条件等を勘案の上、双方の交渉により決定しております。
- 2 業務委託の内容及び価格の決定については、人件費等のコストを勘案し、両者の協議により合理的に決定しております。
- 3 投資有価証券の売却に伴う手数料額の決定については、当社が保有しておりました投資有価証券の売却価格ならびに他社との取引条件等を勘案の上、双方の交渉により決定しております。
- 4 当社の子会社であった娯楽TVメディア・コンテンツ株式会社の株式を譲渡したものであり、譲渡金額は双方の交渉により決定しております。
- 5 当社が子会社であった娯楽TVメディア・コンテンツ株式会社に貸し付けた資金の一部を回収したものであり、この回収金額の決定については双方の交渉により決定しております。

4. 支配株主等との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社と支配株主等との取引につきましては、一般の取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、取締役会等の社内意思決定機関において取引内容及び取引の妥当性について審議のうえ決定し、少数株主に不利益を与えないよう適切に対応いたします。

以上